

「福山市介護サービス事業所・施設等に対する応援金及び支援金の支給について」(Q&A)

2026年（令和8年）1月5日現在

No.	質問	回答										
1	この支援金の目的は何か。	物価高騰の影響により、光熱費・燃料費及び食材料費が上昇し、負担が重くなっている介護サービス事業所・施設等を応援及び支援するためのもので、対象の事業所・施設に対する給付金を「応援金・支援金」という形で支給するものです。										
2	福山市外に住所のある事業所・施設は、対象になるか。	本事業の対象事業所・施設は、福山市内に所在しており、2026年（令和8年）1月1日現在（支給基準日）、介護サービス等の提供を行っている事業所・施設が対象となります。 ※運営実態があるかどうかにより判断することになります。										
3	同一の事業者が、同一住所地において複数の種別の事業を実施している場合は、どのようになるか。	それぞれ別の事業所とみなし、それぞれの事業所・施設ごとに申請することになります。										
4	施設系、居住系のサービス事業は、具体的にどのように分類されているか。	<p>「物価高騰に伴う介護サービス事業所等への応援金及び支援金の支給について（通知）」の2ページ目とあります。</p> <p>2ページ目の表の上段は、光熱費及び燃料費の高騰に対する応援金の支給区分になります。</p> <p>2ページ目の表の下段は、食材料費の高騰に対する支援金の支給区分になります。</p> <p>光熱費及び燃料費の高騰に対する応援金の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>施設・サービス種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設系 サービス</td><td>地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム</td></tr> <tr> <td>居住系等 サービス</td><td>短期入所生活介護事業所（※空床利用型は除く。）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）</td></tr> <tr> <td>通所系 サービス</td><td>通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所</td></tr> <tr> <td>訪問系等 サービス</td><td>介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（※病院・診療所等の医療機関が行うものは除く。）、訪問リハビリテーション事業所（※病院・診療所等の医療機関が行うものは除く。）、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所（福祉用具貸与事業所と重複しない事業所に限る。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td></tr> </tbody> </table>	区分	施設・サービス種別	施設系 サービス	地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム	居住系等 サービス	短期入所生活介護事業所（※空床利用型は除く。）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	通所系 サービス	通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所	訪問系等 サービス	介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（※病院・診療所等の医療機関が行うものは除く。）、訪問リハビリテーション事業所（※病院・診療所等の医療機関が行うものは除く。）、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所（福祉用具貸与事業所と重複しない事業所に限る。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
区分	施設・サービス種別											
施設系 サービス	地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム											
居住系等 サービス	短期入所生活介護事業所（※空床利用型は除く。）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）											
通所系 サービス	通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所											
訪問系等 サービス	介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（※病院・診療所等の医療機関が行うものは除く。）、訪問リハビリテーション事業所（※病院・診療所等の医療機関が行うものは除く。）、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所（福祉用具貸与事業所と重複しない事業所に限る。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所											

No.	質問	回答						
		<p>食材料費の高騰に対する支援金の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>施設・サービス種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設系 サービス</td><td>地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム</td></tr> <tr> <td>居住系等 サービス</td><td>短期入所生活介護事業所（※空床利用型は除く。）、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）</td></tr> </tbody> </table>	区分	施設・サービス種別	施設系 サービス	地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム	居住系等 サービス	短期入所生活介護事業所（※空床利用型は除く。）、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）
区分	施設・サービス種別							
施設系 サービス	地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム							
居住系等 サービス	短期入所生活介護事業所（※空床利用型は除く。）、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）							
5	食材料費の支給対象を限定した理由は。	<p>施設系サービス（地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム）及び居住系等サービスの一部（短期入所生活介護事業所、軽費老人ホーム）は、制度上、食材料費の価格高騰分を利用者へ価格転嫁しづらいことから、2025年（令和7年）7月実施時と同様に、これらのサービスに限定しました。</p>						
6	どういう場合に、申請が必要か。	<p>支給申請書の提出が必要な場合 光熱費及び燃料費等の高騰に対する応援金</p> <ul style="list-style-type: none"> 2025年（令和7年）3月実施の応援金において支給を辞退した介護サービス事業所等 2025年（令和7年）1月2日以降に新規指定又は再開した介護サービス事業所等 2025年（令和7年）3月に応援金の支給を受けた金融機関口座に変更がある場合 <p>食材料費の高騰に対する支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> 2025年（令和7年）7月実施の支援金において支給を辞退した介護サービス事業所等 2025年（令和7年）7月2日以降に新規指定又は再開した介護サービス事業所等 2025年（令和7年）7月に支援金の支給を受けた金融機関口座に変更がある場合 <p>受給辞退届出書の提出が必要な場合（共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> 2026年（令和8年）1月1日（支給基準日）時点での介護サービス等の提供を行っていない、又は支給を辞退する介護サービス事業所等 <p>※2026年（令和8年）1月1日時点で休止中の介護サービス事業所等については、市で予め支給対象外としているため、「受給辞退届出書の提出は不要」です。</p> <p>※市ホームページへ支給申請書及び受給辞退届出書の様式を掲載しておりますので、ダウンロードしてください。</p> <p>※今回は、原則メールでの申請といたします。（メールでの申請が難しい場合は、郵送での申請も可）</p>						

No.	質問	回答
7	申請が必要な場合、申請は法人ごとに行うのか。	申請は、法人単位ではなく、各事業所・サービス種別単位で行ってください。 (例) 1 法人で、3 つのサービスを実施している場合・・・3 つの申請となります。
8	申請書及び辞退届の受付期間は。	<u>2026年(令和8年)1月5日(月)から同年1月30日(金)</u> です。
9	光熱費及び燃料費分について、施設系、居住系、通所系、訪問系により支給額が異なっているが、その理由は。	それぞれの区分によって影響額にばらつきがあり、一律の応援金では不公平が生じるため。
10	光熱費・燃料費の高騰に伴う応援金の支給額はいくらか。	応援金の支給額は、事業所・施設のサービス区分及び定員規模により異なります。 (例) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)で定員70人の場合 施設系サービスに該当 定員規模が60人以上ため ⇒20万円の支給
11	食材料費の高騰に伴う支援金の支給額はどのような計算になっているか。	計算式は、事業所・施設ごとの定員数×1食当たりの食材料費単価(25円)×3食×151日です。 (例) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)で定員70人の場合 70人×25円×3食×151日=792,750円の支給
12	今回の支援金は何回支給されるか。	<u>1回限り</u> です。
13	支給を受ける口座情報は、個人のものでもよいか。	事業所・施設等で運用管理している口座としてください。個人の口座は不可です。
14	通帳は、どの面をコピーし添付すればよいか。	通帳の表面と一枚めくった口座名義、口座番号、店番が記載されている部分をコピーし添付してください。 ※口座名義は、一枚めくったカタカナ表記を入力してください。
15	前回申請した時の口座名義について、代表者が変更したため口座名義を変更したが、口座番号は変わっていない。 この場合、支給申請書の提出が必要か。	<u>必要です。</u> 応援金については、前回申請時の口座情報から1つでも変更した項目があれば、「福山市介護サービス事業所等応援金支給申請書」の「2 振込先(1)」の①にチェックし、「(2)」に口座情報を記載し、通帳のコピーを添付してください。 また、食材料費支援金については、応援金の振込先と異なる口座を希望する場合は、「福山市介護サービス事業所等食材料費支援金支給申請書」の「2 振込先(1)」の①にチェックし、「(2)」に口座情報を記載し、通帳のコピーを添付してください。
16	本年7月2日以降に開設した施設で、支援金の支給対象である。 この場合、「福山市介護サービス事業所等応援金支給申請書」と「福山市介護サービス事業所等食材料費支援金支給申請書」の両方を提出するのか。	応援金と支援金の振込を希望する口座が同じであれば、「福山市介護サービス事業所等応援金支給申請書」のみを提出してください。 応援金と支援金の振込を希望する口座が違う場合は、「福山市介護サービス事業所等応援金支給申請書」と「福山市介護サービス事業所等食材料費支援金支給申請書」の両方を提出してください。

17	<p>支援金の支給対象施設であるが、支給を辞退したい。</p> <p>この場合、「福山市介護サービス事業所等応援金受給辞退届出書」と「福山市介護サービス事業所等食材料費支援金受給辞退届出書」の両方を提出するのか。</p>	<p>「福山市介護サービス事業所等応援金受給辞退届出書」と「福山市介護サービス事業所等食材料費支援金受給辞退届出書」の両方を提出してください。</p> <p>また、応援金のみ辞退したい場合は「福山市介護サービス事業所等応援金受給辞退届出書」を、支援金のみ辞退したい場合は「福山市介護サービス事業所等食材料費支援金受給辞退届出書」を提出してください。</p>
18	<p>支給決定通知は、市から送付されるのか。</p> <p>また、振込通知は、市から送付されるのか。</p>	<p>支給決定通知は、2026年（令和8年）2月中旬に郵送する予定です。</p> <p>振込通知は、口座振込による支払いをもって代えさせていただきます。</p>
19	<p>本事業は、市ホームページへ掲載しているか。</p>	<p>次のページに掲載しています。</p> <p>福山市ホームページ>介護保険課>介護事業者向け支援策>「2 福山市介護サービス事業所等への支援金の支給について」</p>
20	<p>本事業は、来年度以降もあるか。</p>	<p>現時点では、未定です。</p>
21	<p>施設・サービス種別の表中の「訪問看護事業所（※病院・診療所等の医療機関が行うものは除く。）、訪問リハビリテーション事業所（※病院・診療所等の医療機関が行うものは除く。）」とはどういう意味か。</p>	<p>医療みなしの訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所を除くという意味です。</p> <p>病院等が経営している訪問看護事業所や訪問リハビリテーション事業所であっても、介護保険課で指定しているものは対象です。</p> <p>（介護保険課が毎月作成している「介護保険サービス事業所一覧」に掲載されている事業所が対象となります。）</p>